

別府市立中学校に係る運動部活動の方針

平成30年12月

別府市教育委員会

策定の趣旨

別府市教育委員会では、運動部活動を学校教育活動の一環として、生徒が豊かな学校生活を送るために大きな意義を持つ活動と捉えています。これまででも、運動部活動は同好の生徒が自主的・自発的に参加し、共通の目標に向かって継続して努力することによって得る充実感や達成感、また、同学年の仲間や先輩や後輩などとの人間関係や社会的資質を培う場として大きな成果をあげてきました。しかしながら、近年では学校に求められる課題が複雑化・多様化しており、教師の勤務時間の増大や、少子化の進展などによって従前と同様の運動部活動の運営体制では活動の質を確保することが困難になってきています。

このような中、平成30年3月にスポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下「国のガイドライン」と標記）」を策定し、適切な運営のための体制整備や適切な休養日の設定など5項目にわたるガイドラインを示しました。このガイドラインでは、学校の設置者である市町村においても県の策定する方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を定めることとなっています。

これらの状況を受け、本市における運動部活動が生徒の多様な学びの場として、より一層効率的・効果的に行われることを目指して「別府市立中学校に係る運動部活動の方針」を定めるものです。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 市教育委員会は、国のガイドラインに則り、「大分県の運動部活動の在り方に関する方針（以下「県の方針」と標記）」を参考に、「別府市立中学校に係る運動部活動の方針（以下「市の方針」と標記）」を策定します。
- (2) 校長は、「市の方針」に則り、「学校における運動部活動に係る活動方針（以下「学校の方針」と標記）」を毎年度策定し、HPなどにより公表します。
- (3) 運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行います。
- (4) 校長は、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消などの観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置します。
- (5) 市教育委員会は、各学校の実態等を踏まえ「部活動指導員」制度を効果的に活用し、学校に配置します。

また、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の適切な対応、生徒の人格を傷つける言動、特に体罰はいかなる場合も許されないこと、服務を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を実施します。

- (6) 校長は、運動部顧問の決定に当たり、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況等を勘案し、適切な公務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に

係る体制の構築を図ります。なお、可能な限り顧問の複数配置を行います。

- (7) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行います。
また、運動部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定します。
- (8) 市教育委員会は、県教育委員会と連携して運動部顧問ならびに部活動指導員を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行います。
- (9) 市教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び運動部顧問は、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。なお、近年の気候変動等によって暑熱環境が悪化していることを踏まえ、原則として、気象庁の高温注意情報が発せられた場合は、活動を休止する等の対策をとるなど熱中症事故の防止等の安全確保を徹底します。
また、市教育委員会は学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行います。
- (2) 運動部顧問は、運動部活動の運営方針や指導者自身の指導概念を一方的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換などを通じて、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、目標や指導方針を設定します。
- (3) 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から適切な休養の必要性や過度の運動による障害・外傷のリスクなどを正しく理解するとともに、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。
また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行います。
- (4) 運動部顧問は、県教育委員会が作成した「運動部活動の指導の在り方」や国のガイドラインによって中央競技団体が作成する指導手引を活用し、上記2に基づく指導を行います。

3 適切な休養日の設定

- (1) 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスが取れた生活を送ることができるよう、また、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究によって「週当たりの活動時間の上限

は16時間未満が望ましい」と示されていることも踏まえ、以下を基準とします。

①学 期 中…週あたり2日以上（平日1日、土日いずれか1日）の休養日を設定します。

なお、休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保します。

また、大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は休養日を増やすなど、週単位や月単位で他の日の活動時間において調整するなどし、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮します。

②長期休業中…学期中に準じた扱いとしますが、生徒が十分な休養を取れるとともに運動部活動以外の多様な活動を行なうことができるよう、連続した休養日やある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けます。

③活 動 時 間…1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行います。

④そ の 他…定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けます。

(2) 校長は、上記の基準を踏まえた各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表します。

また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底します。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行なうことができる運動部の設置を検討します。

(2) 市教育委員会は、生徒数の関係で、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、関係各校との連携のもと、合同部活動等の取組を推進します。

(3) 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体（総合型地域スポーツクラブや地区体育協会等）との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を推進します。

(4) 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促します。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 市教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが生徒や運動部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を検討します。

(2) 校長は、本方針を踏まえ、教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査します。